

G X フューチャー・コンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、TCFDコンソーシアムを改組、GXリーグの一部を統合し、「GX フューチャー・コンソーシアム（英文名：GX Future Consortium）（以下「コンソーシアム」という。）」と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、グリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」という。）に志を持って挑戦する多様なプレイヤーが緊密に連携し、先導的な役割を果たしながら円滑な資金供給と新たな需要創出に向けたルール形成を推進するとともに、その挑戦的な取組と成果を国内外へ戦略的に発信していくことで、社会全体のGXの実装を力強く牽引し、脱炭素と経済成長の好循環を実現することを目的とする。

(活動内容)

第3条 コンソーシアムは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行うこととする。

- 一 GXその他サステナビリティの推進（以下「GX等」という。）に関する調査・研究・情報発信・普及・啓発・人材育成等に係る活動
- 二 GX等に関する需要創出やルール形成に係る活動
- 三 その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 コンソーシアムは、事業に取り組む法人であって、コンソーシアムの目的に賛同し、本規約を遵守する法人を会員とする。

(入会)

第5条 コンソーシアムの会員になろうとする者は、入会する旨を事務局に対して申し込まなければならない。

(会費)

第6条 コンソーシアムが、会員から会費を徴収する必要がある場合には、運営会議が、当該会費について検討を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは、会員が任意で参加する企画等を有料で実施することができる。

(退会等)

第7条 会員は、事務局に申し出ることにより、コンソーシアムを退会することができる。

- 2 運営会議は、会員が本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為をしたときは、当該会員を除名することができる。
- 3 会員は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明保証し、将来にわたり該当しないことを誓約する。
 - 一 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 4 運営会議は、会員が前項に違反している懸念が生じ、会員として適当でないと判断される場合には、当該会員を除名することができる。

第3章 組織

（会長）

第8条 コンソーシアムに、会長1名を置く。

- 2 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、運営会議によって選任される。
- 4 会長の任期は、原則として、1年とする。なお、会長は、再任されることができる。

（運営会議）

第9条 コンソーシアムに、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、別紙の構成員及びオブザーバーをもって構成する。
- 3 会長は、運営会議を招集し、議長として議事の進行を行う。ただし、会長が不在の場合又は会長の選任等に関する議事を審議する場合には、事務局が議事の進行を行うものとする。
- 4 運営会議は、会長の選任及び解任、本規約の改定、会員の除名並びにその他運営に関する重要な事項を審議決定する。
- 5 運営会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。その際、構成員の代理出席又は委任状による出席を妨げない。

- 6 運営会議は、書面又は電子メールによる開催をすることができる。
- 7 運営会議の議決は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 8 運営会議の構成員及びオブザーバーは、必要に応じてコンソーシアムの活動に参加し、コンソーシアムの目的達成のため助言と支援を行うものとする。

(事務局)

第10条 コンソーシアムに事務局（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を置く。

- 2 事務局は、運営会議の決定に基づき、コンソーシアムの運営に必要な業務を行う。
- 3 事務局は、会員及びリーグの会員の連絡担当者の個人情報、個人情報の保護に関する法律並びにこれに関連する法令及びガイドラインに則って管理する。

(GXフューチャー・アカデミー)

第11条 事務局は、GX フューチャー・アカデミーと称し、会員向けに次の各号に掲げる事項に資する活動を行う。

- 一 会員のリテラシー向上を目的としたGX関連の重要政策の調査・研究
- 二 会員間の交流のための場の設置やセミナー等のイベントの開催
- 三 教育機関等と連携した人材の育成

(GXフューチャー・リーグ)

第12条 コンソーシアムに、GXフューチャー・リーグ（以下「リーグ」という。）を設置し、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 GX等に関する需要創出やサプライチェーンでの排出削減及び効果的な開示を通じた円滑な資金供給の実現に向けた事業会社・金融機関等の連携の推進
- 二 GX等に関する需要創出やサプライチェーンでの排出削減及び効果的な開示を通じた円滑な資金供給の実現に向けたルール形成、国内外への発信・普及

(GX フューチャー・リーグの会員)

第13条 コンソーシアムの会員であって、リーグに参画しリーグの会員になろうとする者は、参画する旨を事務局に対して申し込まなければならない。

- 2 事務局は、前項の申込みを行ったコンソーシアムの会員が、別に定めるリーグ会員規程に基づくリーグ参画要件を満たすことを確認できた場合には、当該コンソーシアムの会員をリーグの会員とする。
- 3 運営会議は、リーグの会員が、リーグ会員規程を満たさないことを確認できた場合には、当該リーグの会員をリーグから除名することができる。

(ワーキング・グループの設置)

第14条 運営会議は、第12条の活動を行うため、リーグにワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 運営会議は、前項で設置された各WGに加えて、リーグの会員からWGに係る提案を募集し、提案された内容を審査のうえ、WGを設置することが適当と認められる場合には、提案内容ごとにリーグにWGを設置する。
- 3 リーグの会員は、第1項又は第2項で設置された各WGに参画することができる。
- 4 事務局は、第1項又は第2項で設置された各WGの内容に応じて、各WGのリーダーを指名する。
- 5 前項で指名されたリーダーは、リーグの会員に加え、リーグの会員以外の者を自らがリーダーを務めるWGのオブザーバーとして参加させることができる。
- 6 第2項で設置された各WGのリーダーは、事務局と協議のうえ、自らがリーダーを務めるWGに係る運営規程を作成するものとする。
- 7 各WGの活動期間は、各年度の年度末までとする。ただし、第1項で設置された各WGについてはこの限りではない。
- 8 各WGのリーダー並びに当該WGに参加するリーグの会員及びオブザーバー（以下「WG構成員」という。）は、事務局又はリーダーの了解なしに、所属するWGの資料、議事録その他WG構成員の当該WGにおける発言内容について、WG構成員以外の者に開示してはならない。

(附則)

第1条 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 本規約の規定にかかわらず、GXリーグの自主的排出量取引制度令和7年度の実績報告に関する活動は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までGXリーグの活動として継続し、GXリーグの活動は令和9年3月31日をもって終了する。

第3条 第4条の規定は、令和9年2月末時点のTCFDコンソーシアム会員及びGXリーグ会員には適用しない。

第4条 第6条第1項の規定に関わらず、改正後の規約の施行の日においては、会費は徴収しない。

(別紙)

運営会議構成員

運営会議メンバー

議長

G X フェューチャー・コンソーシアム会長

経済産業省

G X グループ環境金融室長

経済産業省

G X グループ環境経済室長

環境省

環境経済課環境金融推進室金融市場企画官

日本経済団体連合会

環境エネルギー本部長

全国銀行業協会

会長行

日本証券業協会

社会連携本部長

オブザーバー

金融庁

国土交通省